

公立大学法人山梨県立大学基本規則

(平成22年4月1日制定 法人第1003号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人山梨県立大学定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する山梨県立大学（以下「本学」という。）の基本となる事項に関し、必要な事項を定める。

(中期目標及び中期計画)

第2条 法人は、山梨県知事が定めた中期目標に基づき中期計画を作成し、山梨県知事の認可を受ける。

2 法人は、前項の認可を受けたときは、その中期計画の公表を行う。

(年度計画)

第3条 法人は、中期計画に基づき年度計画を定め、これを山梨県知事に届け出るとともに、公表を行う。

(業務の実績に関する評価)

第4条 法人は、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について山梨県に置かれる山梨県公立大学法人評価委員会の評価を受けるものとする。

(自己点検評価等)

第5条 法人は、教育研究水準の向上を図り、法人の目的及び社会的使命を達成するため、法人における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果の公表を行う。

2 法人は、前項の点検及び評価に加え、法人における教育研究活動等の状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況の公表)

第6条 法人は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載又はホームページ等その他広く周知を図ることができる方法により、情報の公表を行うものとする。

2 前項の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(人権擁護)

第7条 法人は、学生及び教職員の人権が守られた勉学、職場環境の醸成に努める。

2 人権擁護に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流の推進)

第8条 法人は、学生及び教職員による国際交流を推進する。

2 国際交流の推進に関し必要な事項は、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント活動)

第9条 法人は、授業の内容及び方法の改善等を図るため、組織的な研修及び研究の実施を通じたファカルティ・ディベロップメント活動を推進する。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動に関し必要な事項は、別に定める。

(スタッフ・ディベロップメント活動)

第9条の2 法人は、教職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるためのスタッフ・ディベロップメント活動を推進する。

2 スタッフ・ディベロップメント活動に関し必要な事項は、別に定める。

(防災活動)

第10条 法人は、地震、暴風、豪雨その他の自然災害又は火災等による大規模な災害において、その被害の拡大防止と災害を未然に防止する活動（以下、「防災活動」という。）を行わなければならない。

2 防災活動に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 法人組織

(教職員)

第11条 法人に、教授、准教授、講師、助教、助手、職員、その他必要な教職員を置く。

2 前項に規定する教職員に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第12条 法人に、定款第13条の規定に基づき、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営審議会)

第13条 法人に、定款第16条第1項の規定に基づき、経営審議会を置く。

2 経営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究審議会)

第14条 法人に、定款第19条1項の規定に基づき、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(理事長選考会議)

第15条 法人に、定款第10条3項の規定に基づき、理事長選考会議を置く。

2 理事長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザーボード)

第15条の2 法人及び本学に関し、幅広い見地から助言等を受けようとするため、アドバイザーボード委員からなるアドバイザーボードを置くことができる。

2 アドバイザーボードに関し必要な事項は、別に定める。

(教育本部)

第16条 法人に、全学的な教育課程の検討・実施及び学生生活の支援等を行うため、教育本部を置く。

2 教育本部に関し必要な事項は、別に定める。

(入試本部)

第17条 法人に、入学者選抜に関する事項を検討・実施するため、入試本部を置く。

2 入試本部に関し必要な事項は、別に定める。

(広報本部)

第18条 法人に、広報活動を実施し、情報公開に関する対応を行うため、広報本部を置く。

2 広報本部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学評価本部)

第19条 法人に、第5条に規定する自己点検評価等を実施するため、大学評価本部を置く。

2 大学評価本部に関し必要な事項は、別に定める。

(労働安全衛生本部)

第20条 法人に、労働安全衛生に関する事項を検討・実施するため、労働安全衛生本部を置く。

2 労働安全衛生本部に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第21条 法人に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 大学組織

(キャンパス)

第22条 本学に定款第5条の規定に基づき、次の事務所を置く。

飯田事務所

池田事務所

2 飯田事務所は、山梨県甲府市飯田5丁目11-1に置き、飯田キャンパスと称する。

3 池田事務所は、山梨県甲府市池田1丁目6-1に置き、池田キャンパスと称する。

(学部、学科)

第23条 本学に次の学部及び学科を置く。

国際政策学部 総合政策学科

国際コミュニケーション学科

人間福祉学部 福祉コミュニティ学科

人間形成学科

看護学部 看護学科

2 国際政策学部及び人間福祉学部は飯田キャンパスに、看護学部及び次条に規定する看護学研究科は池田キャンパスに置く。

3 学部及び学科に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第24条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

看護学研究科

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第25条 本学に、山梨県立大学図書館（以下「図書館」という。）を置く。

(1) 飯田キャンパスに置く図書館を、山梨県立大学飯田図書館と称する。

(2) 池田キャンパスに置く図書館を、山梨県立大学看護図書館と称する。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(地域研究交流センター)

第26条 本学に、生涯学習及び地域研究の充実を図り、地域シンクタンク機能を発揮するため、地域研究交流センターを置く。

2 地域研究交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

(キャリアサポートセンター)

第27条 本学に、学生のキャリア形成及び就職を支援するため、キャリアサポートセンターを置く。

2 キャリアサポートセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(保健センター)

第28条 本学に、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図るため、保健センターを置く。

2 保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

(アドミッションズ・センター)

第28条の2 本学に、アドミッション・ポリシーに沿った入学志願者の開拓及び優れた入学者の確保のための具体的方策を企画・立案し、もって本学の入学者選抜の充実に資するため、アドミッションズ・センターを置く。

2 アドミッションズ・センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学部等の附属組織)

第29条 本学に、学部附属する教育研究組織として、次の附属組織を置く。

国際政策学部 国際教育研究センター

人間福祉学部 福祉・教育実践センター

看護学部 看護実践開発研究センター

(学長)

第30条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第31条 本学に、副学長を置くことができる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(組織の長)

第32条 本学の次の組織に次の長を置く。

(1) 学部 学部長

(2) 研究科 研究科長

(3) 図書館 図書館長

(4) 地域研究交流センター 地域研究交流センター長

(5) キャリアサポートセンター キャリアサポートセンター長

(6) 保健センター 保健センター長

2 前項各号の長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第33条 第23条第1項に規定する学科に学科長を置くことができる。

2 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第34条 学部及び研究科に教授会を置き、教育研究に関する事項について審議する。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第35条 本学に大学の円滑な運営を図るため、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第36条 本学に、学長、副学長及び教授として勤務し、かつ、退職した者で教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第37条 常時勤務の教員以外で本学において教育又は研究に従事する者のうち、適当と認めるものに対し、客員教員の称号を授与することができる。

2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

(特任教員)

第38条 本学の教育研究の充実を図るため、本学の専任教員に準じた教育研究に当たる特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 その他

(委任)

第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成24年10月11日から施行する。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。